

# 医療機関等で健康保険証のみ提示し、 健康保険の自己負担分（医療費の2割か3割）をお支払いされた場合

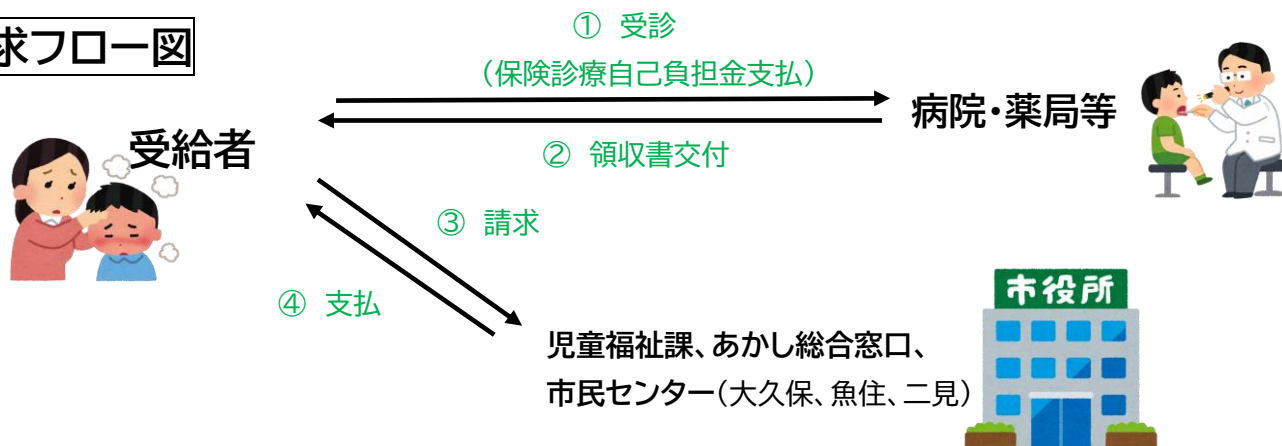
- I 兵庫県内の医療機関等で受給者証を提示せずに受診した場合
- II 受給者証の交付を受ける前に受診した場合
- III 兵庫県外の医療機関等で受診した場合

例えば、どういう時？



I～IIIの場合には、医療機関の窓口でいったんお金を払ったうえで、後から市に対して還付の請求ができます。

## 請求フロー図



## 【払い戻しの方法について】

- (1) 医療機関等からの請求金額を支払い、**領収書を必ずもらってください。**
- (2) 明石市役所児童福祉課(平日 8:55～17:40)、あかし総合窓口(平日 9:00～17:15)、各市民センター(平日 8:55～12:00、13:00～17:15)でのお手続きが必要です。
- (3) 郵便での手続きも可能です。その場合は児童福祉課までお問合せください。

## 【必要書類(窓口で申請する場合)】

- 領収書原本
- 印鑑(認め印で結構です)
- 通帳などの振込先口座のわかるもの(保護者名義のもの)
- こども医療費受給者証
- 健康保険証

## こんな時は注意！！

次のような場合は、加入されている健康保険(各種健康保険組合等)が発行する「支給決定通知書」または「療養費支給証明書」が必要ですので、事前にご相談ください。

(明石市国民健康保険に加入されている方は不要です)

- ・高額療養費の支給対象になるとき
- ・付加給付金の支給対象になるとき



領収金額が 20,000 円を超えていれば事前にご相談ください！！

ご請求をいただいてから支払いまでは2～3か月程度かかります。ご了承ください。

【お問合せ】 明石市 児童福祉課 Tel:078-918-5027 Fax:078-918-5196  
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号